

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月20日
【会社名】	株式会社明豊エンタープライズ
【英訳名】	MEIHO ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
【電話番号】	03(5768)6573
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 安田 俊治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年12月28日開催の当社取締役会において決議しました当社株式の発行について、平成24年2月20日開催の当社臨時株主総会において、第三者割当による募集株式(普通株式)の発行に係る議案が承認されたこと及び同日付で臨時報告書を提出したことに伴い、平成23年12月28日に提出した有価証券届出書並びに平成24年1月30日及び同月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 追完情報

1 臨時報告書の提出について

2 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。なお、訂正前の記載自体に下線が付されている箇所が存在しましたが、訂正箇所のみ到下線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

< 中略 >

3. 当社は、平成24年1月30日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1種優先株式についての定めを定款に設けるための定款変更議案を、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会に付議する旨を決議いたしました。当該定款変更議案における定款変更案において、第1種優先株式の株主は、株主総会において議決権を有しないこととされております。これは、第1種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。また、同定款変更案において、第1種優先株式の単元株式数は1株とされております。これは、第1種優先株式は、株主総会における議決権がないため、普通株式の単元株式数と異なる単元株式数としたものであります。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成23年12月5日に当社普通株式の割当先を選定し、当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続に不備があり、本日(平成23年12月28日)に至るまで本第三者割当に係る有価証券届出書の提出が未了となっております。当社は、本日(平成23年12月28日)開催の取締役会決議において募集の詳細条件を決議いたしました。そのため、以下では本日決議した内容について記載するものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当が特別決議により承認されること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、本第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。

< 中略 >

3. 当社は、平成24年1月30日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1種優先株式についての定めを定款に設けるための定款変更議案を、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会に付議する旨を決議いたしました。当該定款変更議案における定款変更案において、第1種優先株式の株主は、株主総会において議決権を有しないこととされており、これは、第1種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。また、同定款変更案において、第1種優先株式の単元株式数は1株とされており、これは、第1種優先株式は、株主総会における議決権がないため、普通株式の単元株式数と異なる単元株式数としたものであります。なお、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、上記定款変更議案について特別決議による承認がなされました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

< 前略 >

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、JATPに対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催した第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催した第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただきました。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

当社は前記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、JATPに対して、平成23年9月26日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、当社のお取引先金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、平成24年1月10日に開催した第2回債権者会議続行期日にて、対象債権者に本事業再生計画案の内容につき協議をしていただき、平成24年1月31日に開催した第3回債権者会議において当該事業再生計画案のご承認をいただきました。当社としては、かかる事業再生計画案を履行していくために、自己資本を強化し、かつ既存プロジェクトへの資金投入を実施するとともに、新規物件の取得及びこれに係る諸費用等を調達する必要があります。しかしながら、当社は債務超過の状況にあり、経営が非常に厳しい状態にある中において、当社が外部から出資をいただくためには、本事業再生計画案にご理解をいただきつつ、本第三者割当における払込金額は普通株式の時価よりも相当程度低い金額とせざるを得ない状況にあります。そして、普通株式の時価からのディスカウント率の決定に際しては、事業再生ADR手続中である当社の財務状況に鑑みれば、割当予定先にとって当社への出資にはリスクが伴うといわざるを得ず、かかる当社の現状を前提に外部から出資を得るためには払込金額について普通株式の時価よりも大幅なディスカウントが必要である一方、その割合が大きければ当社株式の希薄化規模が大きくなり、既存株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議を重ねた結果、普通株式の時価に約54.05%を乗じた金額である40円を本第三者割当による募集株式の払込金額といたしました。また、かかる払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らし、特に有利な金額に該当するものと判断されるため、本第三者割当による新株式の発行については、会社法の規定に従い、本臨時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。なお、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、本第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。

< 後略 >

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

< 前略 >

このように本第三者割当による当社株式の発行は、事業再生ADR手続を成立させて本事業再生計画案を実施していくために行われるものであることから、その規模は合理的であると考えておりますが、その発行により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、当社は株式会社大阪証券取引所の定める規則に従って、本臨時株主総会の承認を得ることにより、本第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性について、株主の皆様の意思の確認を行います。

(訂正後)

< 前略 >

このように本第三者割当による当社株式の発行は、事業再生ADR手続を成立させて本事業再生計画案を実施していくために行われるものであることから、その規模は合理的であると考えておりますが、その発行により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、当社は株式会社大阪証券取引所の定める規則に従って、本臨時株主総会の承認を得ることにより、本第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性について、株主の皆様の意思の確認を行いました。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(平成23年12月28日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<中略>

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

(訂正後)

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成24年2月20日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<中略>

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

(平成24年2月20日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成24年2月20日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年2月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式(普通株式)の発行の件

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、井元義昭、内生蔵雅之、上田宏幸、堀本桂及び梅木隆宏の5氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	48,025	497	0	(注)1	可決(98.98%)
第2号議案	47,673	846	0	(注)1	可決(98.26%)
第3号議案				(注)2	
井元 義昭	47,721	811	0		可決(98.33%)
内生蔵 雅之	47,716	816	0		可決(98.32%)
上田 宏幸	47,716	816	0		可決(98.32%)
堀本 桂	47,716	816	0		可決(98.32%)
梅木 隆宏	47,631	901	0		可決(98.14%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

2 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年1月31日）現在において当社グループが判断したものであります。

< 中略 >

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。事業再生ADR手続が成立し、平成24年2月20日(月)開催予定の臨時株主総会において特別決議により承認された場合、当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

（訂正後）

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月20日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、第43期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成24年2月20日）現在において当社グループが判断したものであります。

< 中略 >

(11) 資金調達に関わるリスク

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンに割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立すること及び平成24年2月20日(月)開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において特別決議により承認されることが条件となります。よって、本臨時株主総会の特別決議により承認されなかった場合及び事業再生ADR手続が成立しなかった場合には資金調達が実行されない可能性があります。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。

(12) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成23年12月28日(水)開催の当社取締役会において、株式会社ハウスセゾンに割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。事業再生ADR手続が成立し、平成24年2月20日(月)開催の臨時株主総会において特別決議により承認された場合、当該第三者割当による新株式の発行により、株式会社ハウスセゾンが保有する当社株式にかかる議決権保有割合は60.82%となることを見込まれます。そのため、当該第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。なお、事業再生ADR手続は、平成24年1月31日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、平成24年2月20日(月)開催の本臨時株主総会において、第三者割当による株式の発行について特別決議による承認がなされました。